

報告第 2 号

専決処分の承認について（大和市教育委員会職員の人事異動）

大和市教育委員会教育長に対する事務

委任等に関する規則（昭和 4 0 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 1 9 年 4 月 2 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 國 方 光 治